

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、上峰町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和7年1月6日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
上峰町中心市街地活性化事業  
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1550番地3 外
- 2 届出の内容  
大規模小売店舗の新設
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見書の縦覧
  - (1) 縦覧場所  
佐賀県産業労働部産業政策課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年1月6日から  
令和7年2月6日まで